

薬監第51号

昭和59年6月1日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生省薬務局監視指導課長

一般用医薬品再評価に伴う再評価不申請
医薬品に関する監視指導上の措置について
(通知)

今回、再評価(その4)が終了した一般用医薬品内服用
鎮咳去痰薬、解熱鎮痛薬、かぜ薬及び鎮暈薬の再評価結果
については昭和59年6月1日薬発第390号薬務局長通知をもつて各都道府県知事あて通知されたところで
ある。

今回再評価終了分を含め、今後再評価が終了する医薬品と同じ薬効群の範囲に該当する一般用医薬品であつて、
再評価の申請を行わなかつた医薬品については市場に在庫品がある場合には、再評価結果に関する薬務局長通知が
施行された後、速やかに当該在庫品を回収するよう貴管

下の関係製造業者（輸入販売業者を含む。）に対し指導方をお願いする。

なお、回収状況の把握、確認については昭和56年4月7日薬監第15号監視指導課長通知なお書きによられたい。